

京都市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市電子計算機処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

第2条第8号中「第1条」を「第1条第1項」に改め、「室」の右に「及び区役所支所の室」を加え、「含むものとし」を「含み」に改め、「除く。）」の右に「，同項に規定するセンター，会計室」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)